



目次

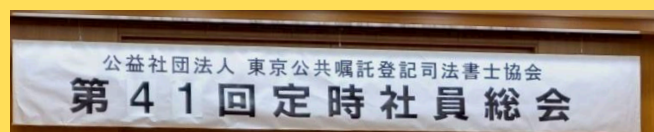
- P.1 1. 第41回定時総会開催報告、2. 令和7年度第3回研修会開催報告
- P.2 3. 受託案件報告（令和7年度）、担当社員募集案件紹介
- P.3 インタビュー「実は私、〇〇です」シリーズ第3回 調査士・黒田さん
- P.4 相続道場第5回「死亡以外の家督相続に注意」

1. 第41回公嘱協会定時総会開催報告

6月5日18時から、顧問先生方や多くの来賓の皆様にご臨席を賜わり、公嘱協会の第41回定時総会を開催しました。

今回の総会では、委任状を含めて223名の社員に出席いただき、協会の担い手の確保の観点から、理事、監事のみならず、実際に協会の為に活動いただく社員や委員の日当の上限額の引き上げや、特別会費の創設といった各種規則の改正案をご審議いただき、全ての議案が可決されました。

出席頂いた社員の皆様に御礼を申し上げると共に、本年度も執行部、委員一同、頑張って参ります。



2. 令和7年度第3回研修会「新しい財産管理制度と司法書士実務」開催報告

3月10日に、公嘱協会の令和7年度第3回研修会を、東京司法書士会に共催いただき開催しました。

本研修会では、「新しい財産管理制度と司法書士実務」というテーマで、東京司法書士会城北支部の坂本龍治先生を講師に迎え、ご講義いただきました。

4月1日改正区分所有法が施行され、「所有者不明専有部分管理制度」が創設されるタイミングで、財産管理制度を司法書士の実務の視点から具体的事例を交えた講義となりました。

今年度も、公嘱協会では、社員の皆様のお役に立つような研修会を企画していきます。



～公嘱協会に入会しませんか？～



公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/procedure/>

事務局TEL 03-3359-3345

東京公嘱

入会

3. 受託案件報告（令和7年度）、担当社員募集案件紹介

昨年度、当協会では多数の事件を受託し、多くの社員の皆様にご協力いただき官公署からの期待に応えることが出来ました。昨年度の受託状況につき、以下のとおりご報告させていただきます。

＜担当者募集案件紹介＞

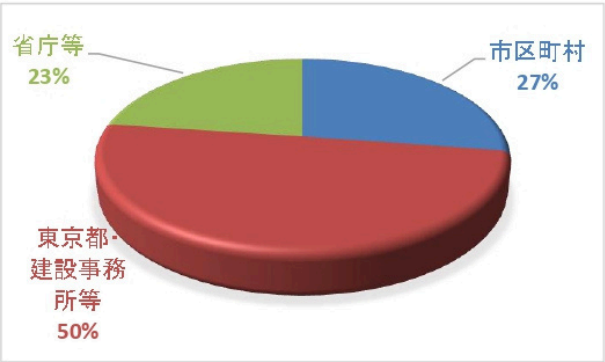
- 本年度も東京法務局を含め、複数局の長期相続登記等未了土地解消作業を委託しました。
- 6月30日から、以下の法務局の受託分につき、担当社員の募集を行います。社員の皆様の応募をお待ちしております。詳しくは、社員向け募集メールをご確認ください。
- ・東京法務局、新潟地方法務局（6月30日担当社員募集開始）
 - ＊応募は協会員（新規入会者含む）のみとなります。

令和7年度公共嘱託登記受託事件取扱い内容
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

発注機関名	物件名	登記内容	委託地区
港区	道路事業用地取得に係る嘱託登記業務委託	所有権移転登記他	渋谷他
品川区	空き家相続人調査委託	権利関係調査	品川
	嘱託登記業務委託	所有権移転登記他	
渋谷区	公共嘱託登記業務委託（権利登記）	所有権移転登記	渋谷
板橋区	空家等にかかる所有者調査業務	権利関係調査	板橋
	板橋区空家等に係る所有者等調査業務委託		
北区	都市計画道路事業用地取得に関わる嘱託登記業務	所有権移転登記	北・荒川
	稲付中学校外1校公共嘱託登記業務委託	登記前提権利関係調査	
練馬区	練馬区立高野台保育園 建物所有権保存登記等手続業務委託	所有権保存登記	練馬
	旧豊玉作業所所有権保存登記業務委託	所有権保存登記	武蔵野
	権利関係公共嘱託登記事務委託	相談業務	練馬
府中市	令和7年度狭あい道路嘱託登記等業務委託	所有権移転登記他	府中
	法定外公共物等嘱託登記委託	所有権移転登記他	
	公共用地嘱託登記等業務委託	所有権移転登記他	
調布市	令和7年度狭あい道路嘱託登記等業務	所有権移転登記他	調布
御蔵島村	令和7年度ヘリポート用地嘱託登記	登記前提権利関係調査	台東
東村山市	財産管理人等選任申立書作成業務	財産管理人等 選任申立書作成	田無
東京法務局	長期相続登記等未了土地解消事業委託 (登記名義人200人分)の委託一式	権利関係調査	渋谷他
東京都建設局	令和7年度関係権利者調査等業務委託	権利関係調査	台東他
東京都産業労働局	令和7年度「伐採を促進するための契約合意支援事業」 に係る所有者等調査委託	権利関係調査	墨田・江東他
	令和7年度「伐採を促進するための契約合意支援事業」 に関する専門家(司法書士)助言業務委託	専門家助言業務	
東京都八丈支庁	令和7年度関係権利者調査等業務委託	権利関係調査	渋谷他
東京都第三建設事務所	令和7年度相続人調査等業務委託	権利関係調査	中央
東京都第五建設事務所	令和7年度相続人調査等業務委託	権利関係調査	江戸川

令和7年度受託事件官公署等別収入割合

発注機関名	受託収入	件数
市区町村	7,160,690	302
東京都・建設事務所等	12,972,280	一式
省庁等	5,960,000	一式
合計（税抜）	26,092,970	302



「実は私、〇〇です」シリーズ第3回。
ひと味違う経歴や得意な分野をもつ社員へのインタビューです。

「実は私、土地家屋調査士です」 公嘱協会外部理事 黒田憲二さん

土地家屋調査士・黒田憲二土地家屋調査士事務所

公嘱協会の外部理事として協会運営に参加する土地家屋調査士・黒田憲二さん。土木、測量、土地家屋調査士という歩みを重ねながら、隣接士業として司法書士を見続けてきました。その視点から語られたのは、専門職としての誇り、依頼者への思い、そして公嘱協会への期待でした。

「土木から測量、そして調査士へ ―異色のキャリアが生んだ視点―」
黒田さんが土木・測量の道を志したきっかけを教えてください。

中学2年生の数学の先生に「土木は人の命を守る仕事だ」と言われ、憧れたことが原点です。生まれ育った富山は北アルプスの急峻な地形が続き、「川の水を治めることが人の命を救う」と紹介いただきました。

高校で農業土木科に進み測量を学んだ後、20歳から測量会社に就職。公共測量・土木設計の会社に転職し、技術を磨きました。数年後に会社の経営が揺らぎ始めたことを機に独立を決意し、勉強期間わずか6ヶ月で調査士試験に合格し、平成7年に開業しました。翌年、司法書士試験にも挑戦しましたが、早稲田大学の試験会場で一級土木施工管理技士の試験と同日開催だったため「こちらですよ」と違う校舎に案内されかけられるというエピソードも（笑）。1回で懲りてしまいましたが、司法書士という資格への関心は今も変わりません。登記だけでなく、成年後見や少額訴訟など幅広い業務を抱えるその奥深さには、以来ずっと敬意を持っています。

「士業全体の課題 報酬を上げることへの恐怖を乗り越えてほしい」
報酬についてのお考えを聞かせてください。

士業全体の課題として、社会情勢の変化に対して勉強不足な感があり、報酬を据え置いたままにしている方が多い現実があります。30年間同じ報酬額の先生方も在るでしょうし、補助者の給料を30年間上げていない事務所もある。物価が上がり、ガソリンも米も世の中すべて値上がりしている今の時代に、報酬額をそのままにしておけば、業界全体の社会的地位も上がるはずがありません。長く続けるほど、値上げが怖くなる、仕事が来なくなるのではないかと考えがちです。でも、思い切って値上げをして離れるお客様は、率直に言って「そこまでの関係」です。

公共嘱託登記を行う場合、国土交通省・内閣府が毎年公表している技術者単価が基準となります。令和8



年度は日額6万1,000円。司法書士も調査士も、この国が認めた単価を基準に、諸経費率4割乗せで報酬額を算定できます。「国のお墨付きがある」という根拠を持つことは、依頼者への説明においても大きな強みになるはずです。かつて法務大臣や日本土地家屋調査士会連合の報酬基準表がありましたが、報酬自由化の今もその時代の大変低額な基準額表を使い続けている事務所もあると聞きます。報酬額を上げることが、資格を目指す人を増やし、業界の明るい未来にもつながる、その意識を持って、まず一歩踏み出してほしいと思います。

「仕事の喜びと、難しさ」
仕事の喜びはどんな時に感じますか。

一番嬉しいのは、業務が完了し、お客様から「ありがとう」と言ってもらえる瞬間です。若手と話すとお金が嬉しいという方もいますが、お金というのは後からついてくるもの。感謝されることが、仕事の本当の報酬（よろこび）だと思っています。逆に大変なのは、人の話をなかなか聞いてもらえない場面、いわゆる「モンスター」と呼ばれる方もここ数年で増えてきているように感じますが、承諾をいただくにあたり、ご理解を得られるようにしっかり説明することを基本としています。

司法書士という資格をどう見ていますか。

土地家屋調査士は表題部・境界の専門家ですが、司法書士という資格はもっと幅広い。登記だけでなく、成年後見、少額訴訟、さらに業態もどんどん変化している。公嘱協会に関わる司法書士の皆さんにも、登記専門の方もいれば、成年後見を軸にしている方、多彩な業務をこなしている方と、実に様々です。昔でいう「登記書士」だけではない。そのことを、外から見ていると改めて感じます。

「ライフスタイル―畑・料理・音楽―」

多彩な趣味をお持ちですね。

業務以外では、農家のお客様の畑を「代わりに管理してほしい」と頼まれたことをきっかけに、野菜づくりを続けています。こだわりは無農薬・無堆肥。育てるのは固定種・在来種のみ。そら豆やエンドウ豆は、周囲に分けてあげられるほど収穫できることもあります。食への意識も高く、ほぼ毎日自炊。酵素玄米を炊き、自然食品店で選んだ素材を使い、専門学校時代にロイヤルホストのキッチンでアルバイトをして身につけた料理の腕を今も生かしています。

音楽はオペラ・バレエ・ミュージカルから、10代に聴いた日本のニューウェーブやパンクまで幅広く、ゴールデンウィークに新宿ロフトで70代の演奏者が当時の曲を演奏する姿に触れ、懐かしさを感じました。好奇心旺盛に、業務も暮らしも楽しんでいきます。

「司法書士業界の未来に向けて」

公嘱協会に期待することをお聞かせください。

理事会で一緒に活動している司法書士の皆さんを見ると、月1回3時間、年12回の理事会をこなしている。その姿勢には、頭が下がります。会務を担うことへの熱意を感じます。

だからこそ、そのプロとしての誠実さを、報酬という形で正当に評価してもらえる業界にしてほしい。粛々と業務に向き合う司法書士の皆さんには、仕事の価値に自信・自己肯定感を持ち、報酬の見直しに踏み出してほしいと思います。それが業界全体の底上げになり、次世代が資格を目指す動機にもなる。公嘱協会がその先頭に立てくれることを、外部理事として期待しています。



～相続道場～ 第5回「死亡以外の家督相続に注意」

東京公嘱協会編集『相続早わかり読本』（P.192,194）より ←公嘱協会に入会するともらえるお役立ち特典!!

家督相続は、旧民法が施行されていた昭和22年5月2日まで（奄美大島を除く）に発生しています。家督相続人一人が不動産を含めすべての財産を承継するので、他の子や配偶者は相続人になりません。

そのため、その者らの戸籍を追う必要もないことから、収集する戸籍等の通数に大きな違いが生じます。

相続関係を調査する際には、戸籍簿にある「家督相続」という文字を見逃さないように注意しなくてはなりません。

ただし、家督相続でも戸主の死亡を理由とするものではない場合、「戸主の隠居」「戸主の国籍喪失」「戸主の婚姻・縁組の取消による去家」「女戸主の入夫婚姻」「入夫戸主の離縁」の場合は、家督相続後に取得した財産は、家督相続の対象とはなりません（大2・6・30民132回答）。

相続登記未了の不動産があった場合、死亡以外の原因の家督相続であれば、登記記録の取得年月日等を確認する必要があります。



編集後記

我が家の全方位、ただいま取壊し&建設ラッシュ！ポツンと古一軒家になってしまったけれど、小庭には今年も紫陽花が咲き揃った。騒音にも負けず、振動にも負けず、なすべきことをなしている。そーゆーものに私もなりたい（N）。